

神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和3年3月30日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例(令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生年月日及び原因
- (5) 債権の徴収の履歴、処分等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に督促状を發して行うものとする。

2 前項の督促状において指定する期限は、これを發する日から10日以内とする。

(履行延期の特約等の手続)

第4条 条例第11条第1項の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 債権の額
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限

(6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項  
(免除の手続)

第5条 条例第12条第1項の規定による債権の免除は、債務者からの  
書面による申請に基づいて行うものとする。

(議会への報告)

第6条 条例第13条第2項の規定により議会に報告する事項は、次の  
とおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 放棄した事由

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に  
定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。